

交通政策基本法の概要

基本理念等(第2条～第7条)

基本的認識（第2条）

- 交通の果たす機能
 - ・国民の自立した生活の確保
 - ・活発な地域間交流・国際交流
 - ・物資の円滑な流通
- 国民等の交通に対する基本的需要の充足が重要

交通機能の確保・向上（第3条）

- 少子高齢化の進展等に対応しつつ、
 - ・豊かな国民生活の実現
 - ・国際競争力の強化
 - ・地域の活力の向上
- 大規模災害に的確に対応

環境負荷の低減（第4条）

様々な交通手段の適切な役割分担と連携（第5条）

交通の安全の確保（第7条）

交通安全対策基本法に基づく交通安全施策と十分に連携

国、地方自治体、事業者等の関係者の責務等（第8条～第11条）

関係者の連携・協働（第6条、第12条）

法制上、財政上の措置（第13条）

国会への年次報告等（第14条）

「交通政策基本計画」の閣議決定・実行（第15条） ＜パブリックコメント、審議会への諮問等＞

国の施策(第16条～第31条)

【豊かな国民生活の実現】

- 日常生活の交通手段確保（第16条）…離島等の地域の諸条件への配慮
- 高齢者、障害者等の円滑な移動（第17条）…妊産婦、ベビーカー等にも配慮
- 交通の利便性向上、円滑化、効率化（第18条）…定時性確保、乗継ぎ円滑化等

【国際競争力の強化】

- 国際海上・航空輸送のネットワークと拠点の形成、アクセス強化（第19条）

【地域の活力の向上】

- 国内交通ネットワークと拠点の形成（第20条）
- 交通に関する事業の基盤強化、人材育成等（第21条）

【大規模災害への対応】

- 大規模な災害が発生した場合における交通の機能の低下の抑制及び迅速な回復等（第22条）…耐震性向上、代替交通手段の確保、多人数の円滑な避難

【環境負荷の低減】

- エコカー、モーダルシフト、公共交通利便増進等（第23条）

【適切な役割分担と連携】

- 総合的な交通体系の整備（第24条）…交通需要・老朽化に配慮した重点的な整備
- まちづくり、観光等との連携（第25条～第27条）

○調査研究（第28条）

- 技術の開発及び普及（第29条）…ＩＣＴの活用

- 国際的な連携の確保及び国際協力の推進（第30条）…規格標準化、交通インフラの海外展開

- 国民等の意見を反映（第31条）

地方公共団体の施策(第32条)